

仙名城跡の史跡指定の経緯と計画の見直しについて

1 史跡指定の経緯

指定年月日	平成 15 年 8 月 27 日（文部科学省告示第 137 号）
追加指定年月日	平成 22 年 2 月 22 日（文部科学省告示第 18 号）
追加指定年月日	平成 24 年 9 月 19 日（文部科学省告示第 151 号）
指定面積	703,644.72 m ² （当初：662,257.36 m ² 、H22 追加：16,756 m ² 、 H24 追加：24,631.36 m ² ） ※将来指定を目指す範囲を含めると、約 1,030,000 m ²

2 指定後の経緯

- 平成 16 年 3 月 仙名城跡整備基本構想（以下「基本構想」という）の策定
※基本構想：保存管理と整備の方針について示したもの
- 平成 17 年 3 月 仙名城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という）の策定
※整備基本計画：基本構想に基づき整備全体に共通する基本方針や史跡の構成要素ごとの整備計画を示したもの
- 平成 23～27 年度 災害復旧事業の実施（一部工事は 28 年度に繰越）
- 平成 26 年度 石垣復旧工事完成、市道開通、本丸大広間跡遺構表示整備

3 計画の見直しについて

(1) 趣旨

仙名城跡整備基本構想及び仙名城跡整備基本計画の策定から 12 年以上経過するとともに、震災の影響等により計画どおり整備が進捗していない状況があり、整備の内容や時期等について見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、整備基本構想を改訂して「仙名城跡保存活用計画」^(※)として策定するとともに、その後「仙名城跡整備基本計画」を改訂する。

(※)文化庁から、現在、史跡の保存管理のみならず、整備・活用も視野に入れた「保存活用計画」を策定するよう指導されている。

(2) 計画の主な内容

- 仙名城跡保存活用計画
仙名城跡全体の保存管理、整備・活用の基本方針、方向性等
- 仙名城跡整備基本計画
整備地区毎の具体的整備内容、概ねの整備時期等

(3) 計画期間

- 仙名城跡保存活用計画
平成 31 年度から概ね 20 年間
- 仙名城跡整備基本計画
平成 31 年度から平成 40 年度まで（10 年間）

出典：『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』
平成 27 年 3 月 文化庁文化財部記念物課

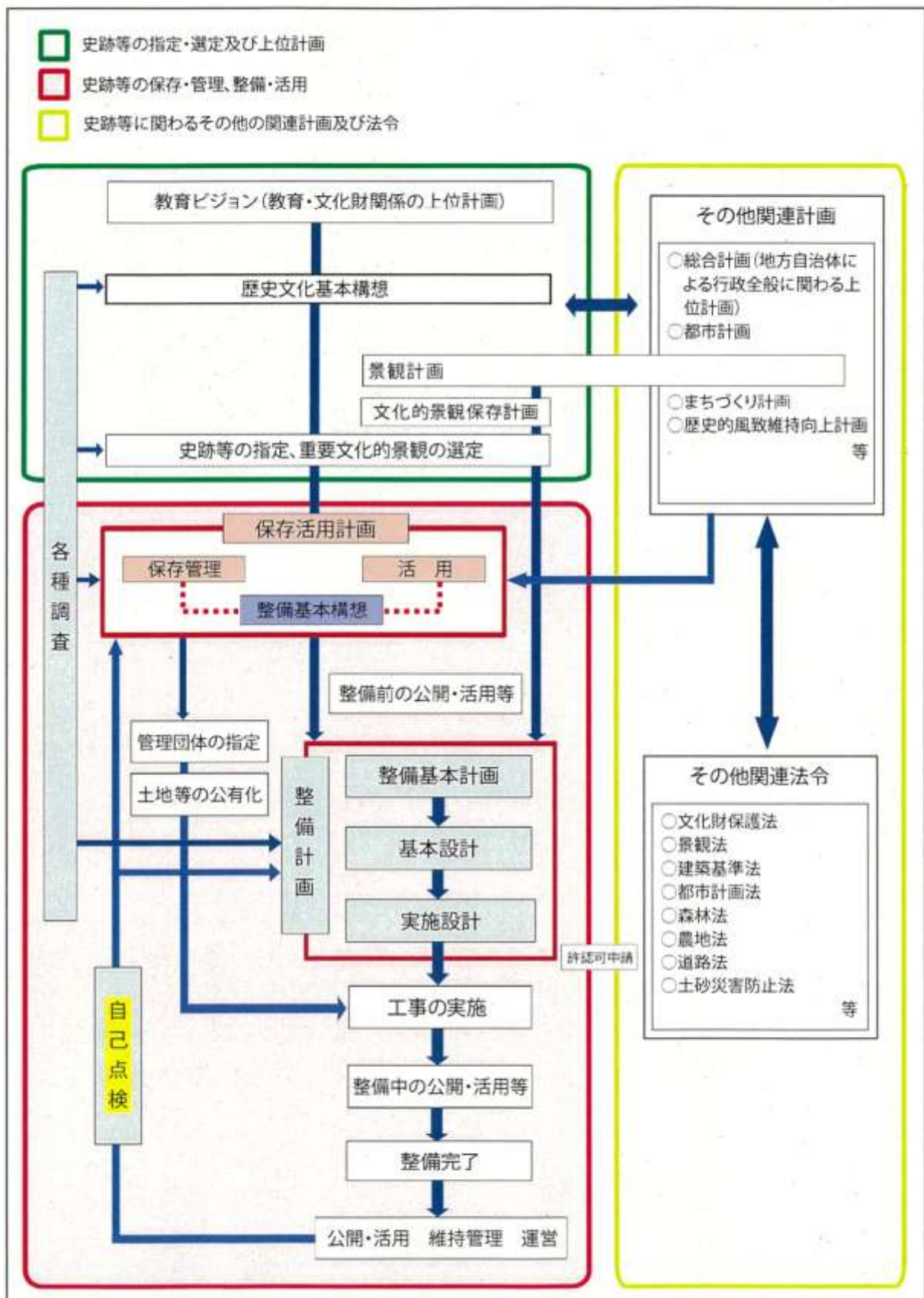


図 - 7 史跡等・重要文化的景観のマネジメントに関する保存・活用の流れ